

地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

平成30年度一般会計予算における用途状況は、次の通りです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	216,231 千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,613,764 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,654,852	681,216	268,075	100,772	604,789
社会保険	863,283	141,994	0	103,018	618,271
保健衛生	95,629	8,524	0	12,441	74,664
合計	2,613,764	831,734	268,075	216,231	1,297,724